

## 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの早期脱却に全力で取り組み、国内投資を拡大し、雇用の創出を図り、消費の拡大に繋がる抜本的で有効な経済対策を実施すること。

また、国は、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

### 2. 中小企業等対策

- (1) 後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等の中小・零細企業について、企業の能力や地域資源を活用し、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援措置を講じること。

特に、中小・零細企業と都市自治体が一体となって取り組む産業振興策を支援するとともに、平成 24 年度に実施された「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業」に代わる施策を講じること。

- (2) 厳しい景況下にある中小・零細企業を支援するため、「セーフティネット保証制度」の認定基準の緩和や「小口零細企業保証制度」の継続・拡大等の金融支援制度の充実並びに税制上の優遇措置の拡大を図ること。

また、消費税増税の際には、景気対策等、中小・零細企業への影響を考慮した支援を行うこと。

3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、農村地域工業等導入促進法の弾力的運用など、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 「電源立地地域対策交付金」（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付限度額等の拡充、事務手続の簡素化及び制度の恒久化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

5. 再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策、並びに安定的な電力供給体制の整備促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入に係る関係法令の手続きの簡素化や補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

特に、「住宅用太陽光発電導入支援補助制度」を継続して実施すること。

(2) 公共施設、耕作放棄地等未利用地及び農業用水路等への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

また、固定価格買取制度の運用や情報提供に関し、都市自治体に配慮した体制を整備すること。

(3) 省エネルギー・再生可能エネルギーの普及啓発を推進するとともに、機器の性能向上や低価格化に向けた技術革新について、積極的に財政支援措置を講じること。

(4) 新たなエネルギー資源として注目されている、メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。

6. 「自転車競技法」、「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

7. P F I 手法を活用した公共施設等の整備については、事業の実施に支障の生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。

8. 直轄国道における案内看板の設置やサイクリングロード計画の策定などを通じ、地域活性化に資する環境整備を推進すること。

9. 「文化遺産を活かした地域活性化事業」について、地域の多様な取組に資するよう、補助要件を緩和すること。

## 10. 東日本大震災関係

- (1) 津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について必要な財政措置を講じること。
- (2) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、平成 26 年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災区域の周辺地域にも拡充すること。